

工事に関する低入札調査価格制度の取扱い要領

1 目的

地方自治法施行令第167条の10第1項及び、津山市契約規則第9条の規定に基づき、入札事業者が入札した価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、当該入札について調査し、落札か否かを決することにより、当該契約の内容に適合した履行を確保することを目的とする。

2 対象

工事請負契約を締結しようとする場合における競争入札で、予定価格（税抜）1億円以上のものを対象とする。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。なお、予定価格（税抜）1億円未満のものを対象とする場合は、入札公表時に明らかにするものとする。

3 低入札調査価格の設定

低入札調査価格は、次に掲げる方法により算定した額とする。

（1）予定価格（消費税額及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）の算出の基礎となつた次に掲げる額の合計額（その額に10万円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（その額に10万円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に10万円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げた額）とする。

イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

ただし、直接工事費とは別にスクラップ控除額を計上している場合にあっては、直接工事費からスクラップ控除額を減じた額に10分の9.7を乗じて得た額とする。

ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ハ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

ニ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

なお、建築工事については、直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額（直接工事費に10分の1を乗じた額をいう。以下同じ。）を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

（2）工事の設計積算体系等により前号の規定により難いものについては、前号の直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額を入札公告で示すそれぞれの額のとおり読み替えるものとする。

4 入札

低入札調査価格を下回った入札事業者がある場合は、下回った入札事業者名及び、その入札価格を入札（開札）場所で公表し、低入札調査価格を下回っているので所要

な調査する旨、落札決定を保留する旨および調査結果は契約監理室ホームページに掲載する旨を宣言し、入札（開札）を打ち切る。

低入札調査価格を下回った入札事業者から、入札設計書に基づいた見積設計書（低入札調査価格制度の基本方針の調査項目が確認できる資料（代価表・見積書等を含む。）が添付されているもの）を別に定める日時までに提出させる。提出期限までに見積設計書を提出しなかった場合は、失格とする。

5 調 査

低入札調査価格を下回った入札事業者のうち、最低の価格で入札した事業者から順に、提出された見積設計書により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるか否か、その事業者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるか否かを調査する。

調査の基本方針は後段に示すものとし、必要がある時は、以下の内容により、入札事業者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行なうものとする。

- (1) その入札価格で入札した理由書を提出させる。
 - (2) 手持ち工事、手持ち資材、手持ち機械等の状況
- なお、必要な場合は、次の項目について調査を行なう。
- (1) 技術者、労務者の供給の見通し
 - (2) 過去の工事実績、工事成績
 - (3) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を含む）
 - (4) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の有無、下請代金の支払遅延等）
 - (5) その他必要な事項

《基本方針》

入札価格の見積設計書の調査を行う場合は、見積設計書の以下の項目について十分調査し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断する。

また、調査に協力しない者についても「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

1) 建築工事以外

○項目 1：直接工事費

調査条件① 直接工事費は、発注設計図書における直接工事費（予定価格）の92%以上となっていること。

ただし、直接工事費とは別にスクラップ控除額を計上している場合にあっては、直接工事費からスクラップ控除額を減じた額は、直接工事費（予定価格）からスクラップ控除額（予定価格）を減じた額の92%以上となっていること。

調査条件② 数量は、発注設計図書に計上の設計数量と同じであること。

調査条件③ 単価は、算出根拠が適正であること。

（見積の場合には、見積の相手方に確認する場合がある。）

調査条件④ 残土処理及び産業廃棄物等の処理は、発注設計図書に規定する所定の場所への処分費を計上していること。

調査条件⑤ 労務費は、法定最低賃金を下回っていないこと。

調査条件⑥ 下請を予定している場合には、不当に安い見積となっていない

こと。

○項目 2 : 共通仮設費

調査条件⑦ 共通仮設費（共通仮設費率による計上分と積み上げ計上分の合計額。以下同じ。）は、発注設計図書における共通仮設費（予定価格）の 85%以上となっていること。

調査条件⑧ 積み上げ計上分については、項目 1 : 直接工事費②～⑥に同じ。

○項目 3 : 現場管理費

調査条件⑨ 現場管理費は、発注設計図書における現場管理費（予定価格）の 85%以上となっていること。

○項目 4 : 一般管理費等

調査条件⑩ 一般管理費等は、発注設計図書における一般管理費等（予定価格）の 63%以上となっていること。

2) 建築工事

○項目 1 : 直接工事費

調査条件① 直接工事費から現場管理費相当額を減じた額は、発注設計図書の直接工事費（予定価格）から現場管理費相当額（予定価格）を減じた額の 92%以上となっていること。

ただし、直接工事費とは別にスクラップ控除額を計上している場合にあっては、直接工事費から現場管理費相当額及びスクラップ控除額を減じた額は、直接工事費（予定価格）から現場管理費相当額（予定価格）及びスクラップ控除額（予定価格）を減じた額の 92%以上となっていること。

調査条件② 数量は、発注設計図書に計上の設計数量と同じであること。
(ただし、建築工事の数量は、特別の理由がある場合を除き発注設計図書に添付の参考内訳に計上の数量と同じであること。)

調査条件③ 単価は、算出根拠が適正であること。
(見積の場合には、見積の相手方に確認する場合がある。)

調査条件④ 残土処理及び産業廃棄物等の処理は、発注設計図書に規定する所定の場所への処分費を計上していること。

調査条件⑤ 労務費は、法定最低賃金を下回っていないこと。

調査条件⑥ 下請を予定している場合には、不当に安い見積となっていないこと。

○項目 2 : 共通仮設費

調査条件⑦ 共通仮設費（共通仮設費率による計上分と積み上げ計上分の合計額。以下同じ。）は、発注設計図書における共通仮設費（予定価格）の 85%以上となっていること。

調査条件⑧ 積み上げ計上分については、項目 1 : 直接工事費②～⑥に同じ。

○項目 3 : 現場管理費

調査条件⑨ 現場管理費に現場管理費相当額を加えた額は、発注設計図書の現場管理費（予定価格）に現場管理費相当額（予定価格）を加えた額の 85%以上となっていること。

○項目 4 : 一般管理費等

調査条件⑩ 一般管理費等は、発注設計図書における一般管理費等（予定価

格) の 6 3 %以上となっていること。

6 契約審査委員会による審査

前記の調査内容を、契約審査委員会（契約監理室長、契約参事、検査参事、設計審査主査、設計・工事担当課長）で審査する。

(1) 最低の価格で入札した事業者を、落札（落札候補）事業者とする場合

最低の価格で入札した事業者に対して、落札した（落札候補となった）旨通知し、他の入札事業者へも、その旨を通知する。なお、適正な積算による落札（落札候補）となるべき入札事業者が複数いる場合は、くじ引き（電子入札の場合は電子くじ）により落札（落札候補）事業者を決定する。

(2) 最低の価格で入札した事業者を、落札（落札候補）事業者としない場合

最低の価格で入札した事業者を除いた他の入札事業者のうち、予定価格の範囲内で、最低の価格で入札した事業者を落札（落札候補）事業者とする。ただし、その事業者が、低入札調査価格を下回る場合は、同様の調査・審査を経て落札（落札候補）決定とする。

7 電子入札

電子入札については上記に定めるもののほか津山市電子入札実施要領による。

8 施 行

この要領は、平成 20 年 7 月 1 日から適用する。

改正 平成 21 年 2 月 2 日

平成 21 年 7 月 1 日

平成 22 年 8 月 16 日

平成 23 年 7 月 1 日

平成 24 年 6 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日

平成 28 年 4 月 1 日

平成 31 年 4 月 1 日

令和 3 年 4 月 1 日

令和 3 年 10 月 1 日

令和 4 年 10 月 1 日